千歳市民活動交流センター

広報ちとせ号外(R3.1.10)

277-16





発行: 千歳市教育委員会生涯学習課生涯学習推進係

一般社団法人ちとせタウンネット ホームペーシ : https://www.minakuru.or.jp/ E-メール: ren-toi@minakuru.or.jp 編集: 一般社団法人ちとせタウンネット

〒066-0062 千歳市千代田町5丁目7番地の1市民ギャラリー4階 千歳市民活動交流センター「ミナクール」内

TEL 0123-24-0847 FAX 0123-24-0900

ミナクールからのお知らせ

第13回市民活動交流フェスティバルミナクールまついについて

昨年は新型コロナウィルス感染拡大の影響で、残念 ながら開催を中止いたしましたが、今年はスタイル を変えて開催を予定しています。

人が集まれない状況の中、団体の活動にも大きな影響が出ていると思います。この機会に新しいスタイルでの市民活動を体験してみませんか。

【開催方法】

- ●ステージ発表(音楽・演芸など) 事前に動画を撮影し、ミナクール館内での上映や ミナクールのホームページで公開します。
- ●展示(小物・絵・写真・活動紹介など) 期間を区切り展示内容を入れ替え、特設会場に 作品を展示します。

【開催日時】

- ●日にち:令和3年3月2日(火)~14日(日)(予定)
- ●時 間:10:00~17:00(予定)

※来館の際には、新型コロナウィルス感染拡大予防ガイドラインに沿って入場していただきます。また、 状況により内容の変更等を行う場合があります。

★☆★出演·出展者募集中★☆★

ステージ発表および展示に出展希望の方を募集 いたします。詳しくはお問い合わせください。

●応募期間:1月17日(日)まで

第2^{弾!} ・・ウェブ会議ってなに?

市民活動の現場でも「ウェブ会議」の 利用が進んでいます。ミナクールでは、9月に「導入編」を開催し、大変好評をいただきました。今回は入門編と実践編に分け、さらに分かりやすくウェブ会議の利用方法について実習を交えながら学びます。

【入門編】〜ウェブ会議に参加しよう!〜 基礎知識とウェブ会議に参加する方法を学びます。 【実践編】〜ウェブ会議を開こう!〜

主催者としてウェブ会議を開催するための知識と機能を学びます。

- ●日時
 - ①入門編 令和3年1月23日(土)13:30~15:30 ②実践編 令和3年2月13日(土)13:30~15:30
- ●場所:千歳市民活動交流センターミナクール
- ●対象者:市民活動団体に所属 または 市民活動に興味のある個人

(実践編は入門編修了者または ZOOM の基本操作ができる方)

- ●定員:各回 10名(申込順)
- ●持ち物:カメラ内蔵のノートパソコン、スマートフォン・タブレットのいずれか
- ●講師: 野崎 幸一 氏(オフィスK&C)
- ●申込期間

①入門編 1月10日(日)~1月17日(日)

②実践編 1月24日(日)~2月 7日(日)



■各お申込・お問い合わせは 千歳市民活動交流センターミナクール

電話 0123-24-0847 (受付時間: 9:00~20:30) ※休館日は下のカレンダーをご覧ください。

ミナクール休館日情報

1月

1 1 1								
	月	火	水	木	金	土		
					1	2		
თ	4	15	6	7	00	O		
10	11	12	13	14	15	16		
17	18	19	20	21	22	23		
24	25	26	27	28	80	30		
				-				

31

9 目

Z 11							
	贝	义	水	木	金	±	
	1	2	თ	4	15	6	
7	ω	O	10	11	12	13	
14	15	16	17	18	19	20	
21	22	23	24	25	26	27	
28							

3 目

0 11								
	月	火	水	木	金	土		
	1	2	3	4	5	6		
7	ω	9	10	11	12	13		
14	15	16	17	18	19	20		
21	22	23	24	25	26	27		
28	29	30	31					

4月

, , ,								
	贝	义	水	木	伷	Н		
				1	2	თ		
4	5	6	7	8	9	10		
11	12	13	14	15	16	17		
18	19	20	21	22	23	24		
25	26	27	28	29	30			

※字が白抜きになっている日が、休館日です。

ゼロから始める団体の作り方講座 その3

前号までに、団体をつくる下準備ができました。今回は、団体設立までの流れと、必要な準備について紹介します。

- 4. 団体の設立の流れ(前号から続きの番号です) | 任意団体を設立する場合は、特に法律などで決めら | れた手順や提出書類などはありませんが、以下のような手順で進めるのが一般的です。
- (1) 設立発起人会の開催 前号までの段階での仲間との相談や打合せが 「設立発起人会」にあたります。
- (2) 設立総会の準備 設立発起人会では、さらに設立総会に向けて、規 約、事業計画、収支予算などの原案を作成します。
- (3) 設立総会の開催 設立当初の会員により、設立総会を開催します。 総会では、規約、事業計画、収支予算の承認、およ び役員の選任と決議を行います。
- (4) 各種手続き
 - ●預金□座の開設
 - ●行政(市役所)や関連機関・施設などの登録
- (5) 本格的に活動開始!

5. 設立総会の準備

(1)規約(案)の作成

任意団体の場合、「規約」に特に決められた形式はありませんが、各団体の活動内容や、目的を明文化することによって、会員が共通の認識を持つことができ、円滑な活動をするうえでとても大事なものとなります。規約には一般的に次の内容が記載されます。

①団体の名称と所在地

正式名称と連絡先となる所在地を記載します。

②目的活動・事業の種類

団体として何を行い、何を目指すかを記載します。

③会員、会費

会員の区分(正会員や準会員など)や入会・退会方法を定めます。また、会費の有無・金額を定めます。

④役員とその職務

役職名と人数、任期および職務内容、さらに辞任・ 解任について定めます。

⑤会議の規定

総会や役員会などの開催および決議事項について定めます。ウェブ会議や書面会議を正式な会議として行うには、ここで定める必要があります。

⑥会計年度:会計年度の開始日と終了日を定めます。 **⑦委任**

規約に決めていない事柄に関して、どのように決めるかを定めます。

- 8変更: 規約の変更方法について定めます。
- 9附則

主に規約の発行年月日や変更の日付・内容を記載します。

- (2) 事業計画(案)の作成 設立時から当該年度内に、団体として行う活動 (事業)の大まかな時期と内容を記載します。
- (3) 収支予算(案)の作成 設立時から当該年度の、収入と支出について予算 書を作成します。
- ①収入:会費、事業収入、補助金や助成金、寄付金、 雑収入などに分けて各予算額と合計を記載します。
- ②支出:事業費(事業を行うための直接的な費用)、 管理費(団体を管理運営するための費用)、予備費 などに分けて各予算額と合計を記載します。

原則的に、予算にない出費については、総会や役員会の承認を得なければなりません。少額であっても予算化しておきましょう。

※任意団体では、一般的には収入合計と支出合計 が同額となるように予算の計画をします。

ミナクールには、規約・事業計画・収支予算書の見本もありますので、お気軽にお尋ねください。 書き方のご相談も承ります

編集後記

明けましておめでとうございます。昨年の今頃は新型コロナウィルスにより、私たちの生活が大きく変わるとは思っていませんでした。そして、まだまだ気を付けて行動しなければならないですね。今年は明るい話題がいっぱいの一年になるといいですね。ミナクールでも、新しい生活スタイルに合わせた、新しい市民活動スタイルの提案をしていきたいと思っています。皆様のアイディアや体験などもお聞かせください。(の)

千歳市民活動交流センターま ナ ク ー ル

千歳市千代田町5丁目7番地の1 千歳市民ギャラリー4階 TEL 0123-24-0847 FAX 0123-24-0900